

期 中 の 評 価 個 表

事業名	民有林直轄治山事業	事業計画期間	昭和39年度～平成29年度(54年間)																		
事業実施地区名 (都道府県名)	穴吹川(あなぶきがわ) (徳島県)	事業実施主体	四国森林管理局 徳島森林管理署																		
事業の概要・目的	<p>本地区では、昭和36年の第二室戸台風により広範囲にわたって大規模崩壊や溪流荒廃が起こり、多数の大規模崩壊地の復旧と溪流に大量に堆積する不安定な土砂の固定及び流出防止を図るためには大規模且つ継続的に対策を講じる必要があったことから、徳島県及び旧木屋平村(現美馬市)の要請を受け、昭和39年度から直轄治山事業に着手した。その後、昭和51年、昭和55年、昭和58年、平成2年、平成12年、平成14年の台風等の豪雨によって新たな崩壊が発生しており、事業内容を見直しつつ現在に至っている。</p> <p>・主な事業内容：溪間工468基、山腹工39ha ・総事業費：13,964,000千円(平成15年度の評価時点：13,964,000千円)</p>																				
1 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<p>平成15年度期中の評価時と現在において要因に大きな変化はない。 なお、平成20年度時点における費用対効果分析の結果は以下のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">総費用(C)</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 60%; text-align: right;">28,781,238千円</td> </tr> <tr> <td>総便益(B)</td> <td>水源かん養便益</td> <td style="text-align: right;">5,411,945千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山地保全便益</td> <td style="text-align: right;">62,983,025千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>環境保全便益</td> <td style="text-align: right;">480,160千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: right;">68,875,130千円</td> </tr> <tr> <td>分析結果(B/C)</td> <td></td> <td style="text-align: right;">2.39</td> </tr> </table>			総費用(C)		28,781,238千円	総便益(B)	水源かん養便益	5,411,945千円		山地保全便益	62,983,025千円		環境保全便益	480,160千円		計	68,875,130千円	分析結果(B/C)		2.39
総費用(C)		28,781,238千円																			
総便益(B)	水源かん養便益	5,411,945千円																			
	山地保全便益	62,983,025千円																			
	環境保全便益	480,160千円																			
	計	68,875,130千円																			
分析結果(B/C)		2.39																			
2 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会的情勢の変化	<p>当地区は、基岩が著しく破碎され脆弱で大規模な崩壊や地すべり性の崩壊を起こし易い御荷鉾(みかぶ)構造線沿いに位置しており、融雪や豪雨の都度、土石流等の被害が発生している。 周辺の森林はスギの人工林が大半を占めている。 主な保全対象：人家117戸、国県道14km、市道4km、農耕地8ha</p>																				
3 事業の進捗状況	<p>山腹崩壊地については、崩壊地の拡大防止や森林に早期復元するため山腹工を実施した。溪流荒廃地については不安定堆積土砂の流出や溪岸侵食の防止を図るため溪間工を実施した。平成19年度までの事業の進捗率は84%(事業費)である。</p>																				
4 関連事業の整備状況	<p>当地区の下流域で徳島県が砂防工事を実施している。実施に当たっては、関係機関による調整会議等を開催し十分な連携を図りながら、効率的に事業を実施し、総合的な事業効果が発揮されるよう努めている。</p>																				
5 地元(受益者、地方公共団体等)の意向	<p>当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し脆弱な地質であり、過去に土石の流出及び山腹崩壊により人家、国道に被害が発生した地区である。当該事業は荒廃地の復旧など災害未然防止に大きく貢献しており、溪床の不安定土砂の状況から、今後予想される豪雨等による下流保全対象への被害を防止し、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図るため、事業を継続実施し早期概成を要望する。(徳島県) 当地区は御荷鉾構造線沿いに位置し、脆弱な地質構造であり、昭和51年には土石流の発生により人家、国道に大きな被害を及ぼした地区である。当該事業は、荒廃地の復旧など災害未然防止に大きく貢献しており、溪床の不安定土砂の状況から、今後予想される豪雨等による下流保全対象への被害を防止するため、事業を継続実施、早期施行を要望する。(美馬市)</p>																				
6 事業コスト縮減等の可能性	<p>現地の状況に応じて最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討し、転石等の現地発生材を利用する工法等、コスト縮減に繋がる工法の採用に努めるとともに、事業実施に当たっても事業費の低減等を図る。また、近隣林地の表層から種子を採取し、緑化工に利用することにより、景観の回復と生態系の保全を図ることが期待できる。</p>																				
7 代替案の実現可能性	該当なし。																				
第三者委員会の意見	<p>事業の必要性、効率性、有効性が認められること、地元の強い要望もあることから、今後とも周辺環境に配慮しつつ事業を継続実施することが望ましい。</p>																				
評価結果及び実施方針	<p>・必要性： 山腹崩壊地及び溪床に堆積している不安定土砂を放置すれば崩壊地の拡大等が懸念され、下流域の人家や農耕地等に被害が及び恐れがあり、地元から安全安心な生活を求める要望も強いことから、事業の必要性が認められる。</p> <p>・効率性： 現地の状況に応じた最も効果的且つ効率的な工種・工法を検討しコスト低減を図っていることから、事業の効率性が認められる。</p> <p>・有効性： 本事業により崩壊地の復旧や溪床に堆積している土砂の安定化等下流域の保全が図られることから、事業の有効性が認められる。</p> <p>上記～の各項目及び各観点からの評価、並びに第三者委員会の意見を踏まえ総合的かつ客観的に検討したところ、事業の継続実施が妥当と判断される。</p> <p>・実施方針：事業を継続する。</p>																				

